



チーバくん

令和4年3月25日
農林水産部安全農業推進課
043-223-3081
健康福祉部健康づくり支援課
教育庁教育振興部学校安全保健課

第4次千葉県食育推進計画の策定について

県では、「食育基本法」に基づく「第4次千葉県食育推進計画」を策定しました。

この計画では、第3次計画の基本目標「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を継承しつつ、県民の関心に寄り添った食育の取組を充実し、県民一人一人が主役となり、健康で笑顔あふれる暮らしを実現することを目指します。「ちばの恵みで まんてん笑顔」をキャッチフレーズに、市町村をはじめ食育関係者の皆様との連携・協力のもと、県民本位の食育のすそ野が広がるよう取り組んでまいります。

1 計画の位置づけ

「食育基本法」第17条第1項の規定による都道府県食育推進計画

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 第4次計画の特徴（施策の方向性）

- 「バランスのよい食生活」を目指し、各ライフステージでの食育の取組を明確にし、食育関係者と連携して、県民ニーズをとらえた取り組みやすい内容を展開します。
- 持続可能な食を支えるため、地産地消や食品ロスの削減などのSDGsの実現に向けた取組を通して、県民の食育への関心を高めます。

4 3つの施策

- (1) ライフステージに対応した食育の推進
- (2) 生産から消費まで食のつながりを意識した食育の推進
- (3) ちばの食育を進める環境づくり

5 目標指標

新たに「1日当たりの野菜摂取量の平均値（20歳以上）」や「食育ボランティアの年間活動件数」等の8項目を加え、22の目標指標を設定しました。